

## 院内集会 & 厚労省・総務省ヒアリング

# いま、マイナ保険証 & マイナカード 本人認証について説明していく

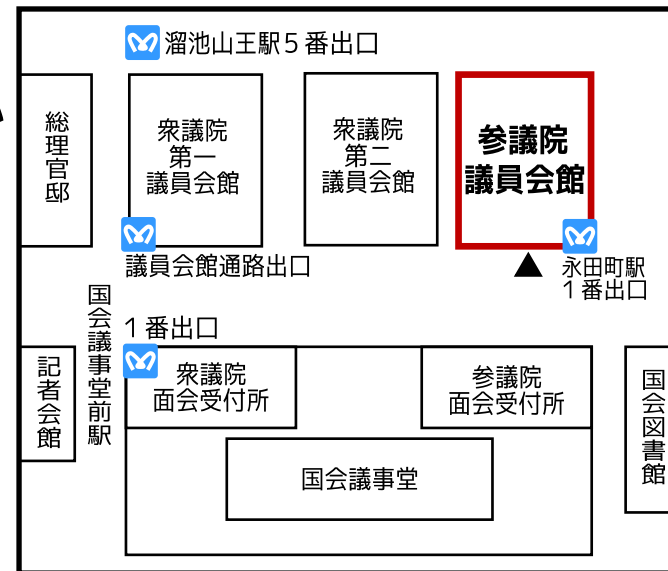
- 2024年9月26日（木曜日）13時30分～17時15分
- 参議院議員会館 1階 102会議室

所在地 東京都千代田区永田町2-1-1

東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」1番出口徒歩1分

東京メトロ丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」議員会館地下通路一般出口徒歩6分

東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王駅」5番出口徒歩12分



12月2日に政府は健康保険証の新規発行を廃止するという方針を変えていません。

私たちは健康保険証を継続することが最も合理的だと考えていますが、マイナカードの取得率と利用率を上げることに躍起となっている政府は私たちの声を聞く耳を持ちません。同時にマイナカードを本人認証の唯一の手段としようとする動きもマイナカード強制につながる危険なものであり看過することができません。

マイナ保険証、マイナカードによる本人認証の限定化についてはま

だまだ不明な点も多く、私たちは説明していくことでさらなる政府の矛盾を顕在化させていきたいと考えています。

多くの皆さんの参加をえて、多角的なやり取りをしたいと思えます。院内集会では質問項目を中心に検討を行います。総務省ヒアリングでは、マイナカードの公的個人認証しか本人認証を認めないということの問題点を明らかにさせていきます。また厚労省に対しては、保険証廃止をめぐる様々な疑問点をぶつけていく予定です。

ぜひとも、院内集会とヒアリングに、ご参加ください。

### ◆プログラム◆

- 13時30分～ 院内集会
- 14時45分～ 休憩（15分）
- 15時00分～ 総務省ヒアリング（45分）
- 15時45分～ 休憩（15分）
- 16時00分～ 厚労省ヒアリング（75分）
- 17時15分 終了

◆集会はどなたでも参加できます。

◆議員会館1階正面入口で手荷物検査を受け、ロビーで通行証を受け取って下さい（13:00～13:40）。遅れて参加される方は受付から102会議室に電話してもらって下さい。通行証を届けます。

主催 共通番号いらぬネット  
http://www.bango-iranai.net/  
連絡先 Tel. 080-5052-0270（宮崎）  
event@bango-iranai.net

▼共通番号いらぬネットのイベント予告ページへ



## 犯罪対策閣僚会議「国民を詐欺から守るための総合対策」(2024/6/18)

### 3「犯罪者のツールを奪う」ための対策

(1) 犯罪者グループ等が用いる電話に関する対策(19頁)、(2) 預貯金口座等に関する対策(21頁)

▼犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく**非対面**の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。

▼**対面**でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。

▼また、そのために必要なICチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。さらに、公的個人認証による本人確認を進める。

1「被害に遭わせない」ための対策 (1) SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態に注目した対策

イ SNSやマッチングアプリを利用した手口への対策 (イ) 利用者の本人確認強化等

② マッチングアプリアカウント開設時の本人確認強化等

▽マッチングアプリ事業者に対し、アカウントの開設時に公的個人認証サービス等による厳密な本人確認を求める

# 「重点計画」ではマイナカードの民間利用推進策として

2023年6月9日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(54頁)

## (3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進 ⑤ 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

「犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(携帯電話不正利用防止法)に基づく

**非対面**の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。

**対面**でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。」

※本年度の「重点計画」(2024年6月21日閣議決定)では、犯罪対策閣僚会議の対策と同じ内容が「重点政策一覧」の[No.1-36]として記載

# マイナンバーカードがない人はどうするか？

オンラインは公的個人認証で、対面では運転免許証や在留カードのICチップ情報の読み取りで

## ▼河野デジタル大臣 6月25日記者会見

「対面の場合、今までも、マイナンバーカードあるいは免許証、在留カード、そうしたものを提示いただいております。今までは券面で確認していただいておりますが、ICチップの読み込みを義務化しようということです。券面を提示するか、提示されたもののICチップを読み込むかということで、本人確認を厳格にしようということです。特に今までと変わることは利用者側からはございません。本人確認の書類を提示していただいて、お店の方に券面の確認だけでなく、ICチップの読み込みを義務化するだけですので、利用者側からは本人確認書類を提示していただくということで変わったことはありません。

(問)マイナンバーカードでなくてもいいということですか。

(答)マイナンバーカードあるいは**免許証、在留管理カード**というものを対面の場合には提示していただくということになります。

## ▼松本総務大臣 6月25日の記者会見

「非対面契約においては、原則としてマイナンバーカードの公的個人認証に一本化してまいります。(中略)対面契約におきましても、本人確認書類のICチップ情報の読み取りを義務付けること、的確な本人確認を行っていくことで、先ほど申しましたように不正な契約を防止し、犯罪につながる不正な契約を防止してまいりたいと思っております。

マイナンバーカードをお持ちいただいてない場合でも、ICチップ付きの本人確認書類として、**例えば運転免許証、在留カードもご利用いただける方針で検討**させていただいております。

具体的な本人確認方法、移行時期については、**有識者会議**において引き続き検討を進めておりまして、今年度中に、省令改正案をお示しすることができるよう議論を進めてまいりたいと思っております。

# 「非電子的な確認方法の存置」も求めた有識者会議

## 携帯電話不正利用防止法の本人確認方法の見直しの方向性（案）

31

総務省有識者検討会  
（ICTサービスの利用  
環境の整備に関する  
研究会）

「不適正利用対策に関  
するWG中間とりまとめ  
（案）」2024/6/20

非電子的な  
確認方法の存置

### ① 自然人の本人確認方法

- 非対面における券面を確認する方法（写しの送付方式、eKYC厚み方式）の廃止
- 対面における電子的な確認方法（ICチップの読み取り等）の義務化（特定事項伝達型本人限定受取郵便を含む）
- カード代替電磁的記録（マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載）の活用による確認方法の導入
- 例外的な確認方法としての非電子的な確認方法の存置

### ② 法人の本人確認方法

- 登記情報提供サービスとの連携による確認方法の導入
- 法人の契約担当者（代表者等）の本人確認における電子証明書の導入

### ③ 過去の確認結果への依拠

- 公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者への依拠の導入
- 当人認証レベルの確保（多要素認証等）
- 継続的顧客管理による確認記録の更新（住所変更の確認記録への反映等）

### ④ その他の見直し事項

- 譲渡時・貸与時本人確認における同様の見直し
- 電子的確認方法における確認記録への保存の在り方の見直し
- 警察からの求めに基づく契約者確認方法の見直し
- 犯罪収益移転防止法との整合性の確保

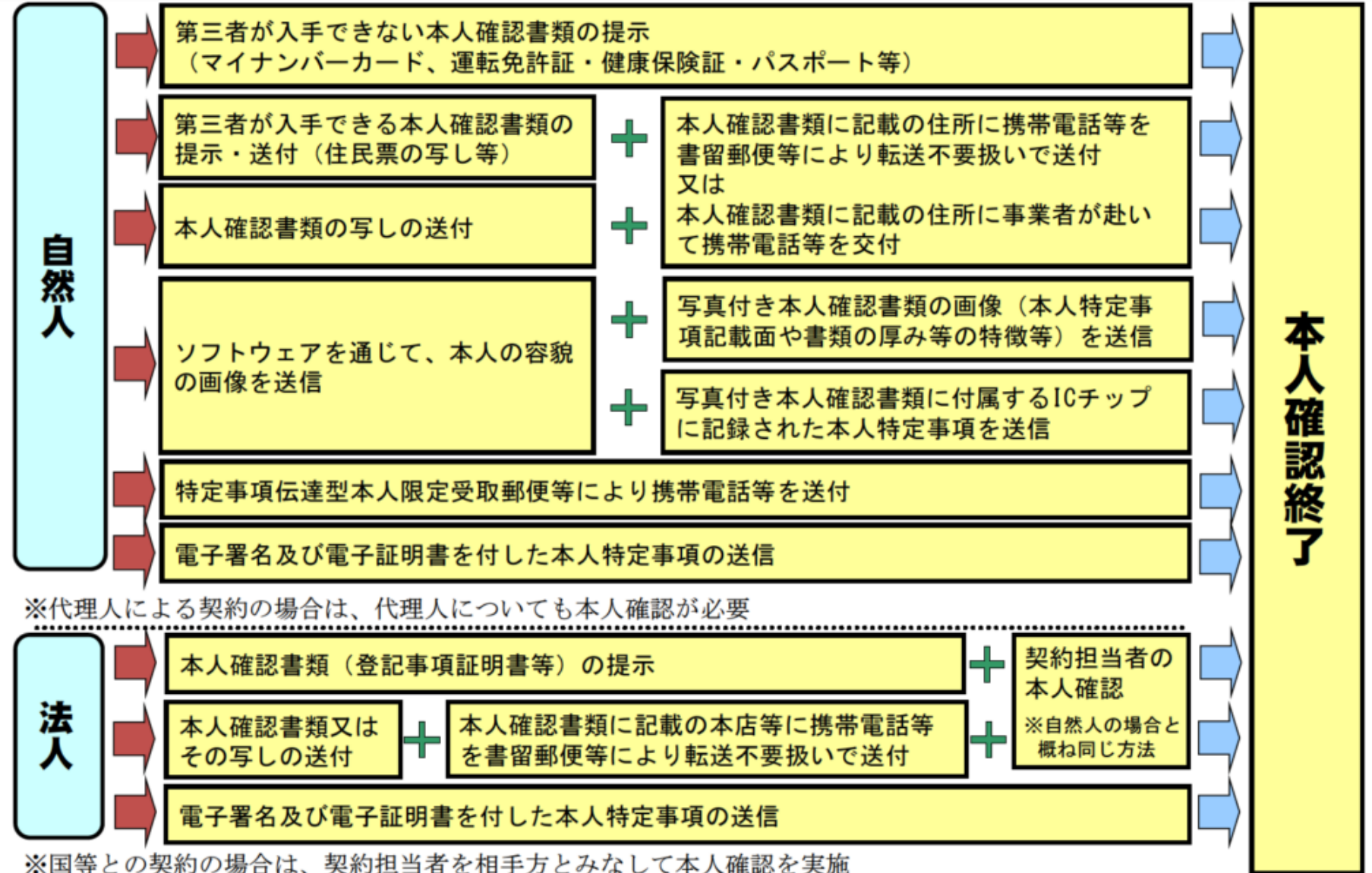


十分な準備期間を確保した上で省令改正の施行時期を決定する。

# 現行の本人確認方法

## 携帯電話の新規契約時本人確認の方法（概要）

総務省有識者検討会  
(ICTサービスの利用  
環境の整備に関する  
研究会)  
「不適正利用対策に関  
するWG中間とりまとめ  
(案)」2024/6/20



# 楽天モバイルが提唱した「依拠」による本人確認方法

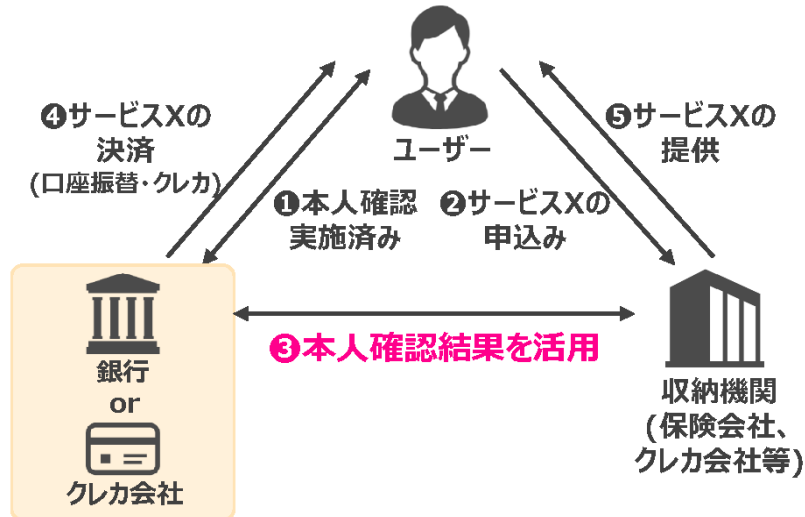
## 犯収法における、依拠による本人確認方法

- ✓ 犯収法においては、銀行やクレジットカード(以降クレカ)会社で既に行われた本人確認結果を活用する本人確認方法(依拠)が、2012年より実施されている
- ✓ 携帯法においては、他事業者による本人確認結果を活用する方法が認められていない

### 犯罪収益移転防止法 (犯収法)

#### 施行規則 第十三条

- ✓ 銀行やクレカ会社が過去に実施した本人確認結果を活用
- ✓ 銀行やクレカ会社は収納機関(保険会社、クレカ会社等)が提供するサービスの決済も行う



本人確認の方法

### 携帯電話不正利用防止法 (携帯法)

他事業者による本人確認結果を活用する方法は認められていない

- ✓ 本人確認手続の重複は社会的に大きなコストであることから、犯収法だけでなく、携帯法においても「依拠」制度の必要性がある
- ✓ 犯収法と携帯法の本人確認は、確認内容及び確認方法に共通する部分が多々あることから「依拠」制度を導入することの許容性がある

## マイナンバー法等の改正等に伴う犯収規則等の改正

### 【犯収規則の本人確認方法の考え方】

- ① **顔写真のある本人確認書類**→「**提示**」で**本人確認できる**（犯収規則第6条第1項第1号イ）  
例 個人番号カード（マイナンバーカード）（犯収規則第7条第1号イに明記）  
在留カード、特別永住者証明書、精神障害者保健福祉手帳（同上）
- ② **顔写真のない本人確認書類**→「**提示**」だけでは**本人確認できない**  
「提示」+書留郵便等が顧客等の住居に届くことを確認する（犯収規則第6条第1項第1号ロ）などの方法がある

### 【改正法の概要（マイナンバー法関係、令和6年12月2日施行）】

- ・申請時に**一定年齢（1歳を想定）**に満たない者に交付する個人番号カードは、顔写真が表示されないこととなる



#### 【犯収規則】

- ・「**顔写真のない本人確認書類**」に位置付けるため、**犯収規則（第7条）**を改正

### 【改正法等の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】

- ・**健康保険証等（※）**が**廃止**され、保険医療機関等による被保険者等の資格確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となる  
（※）国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証



#### 【犯収規則】

- ・**本人確認書類**について定める**犯収規則第7条第1号八**から**健康保険証等**を削除
- ・改正法の一部施行等の際現に交付されている**健康保険証等**について、**一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置**を設ける



## 【改正法の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】

- ・ 電子資格確認を受けることができない状況にある者について、医療保険者等が、当該者からの求めに応じ、**医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等**をする



### 【犯収規則】

- ・ 本人確認書類に係る規定に当該書面を追加

## 【在留カード等に係る本人確認書類の整理】

現行でも

- ・ 在留カード、特別永住者証明書…交付時16歳未満の書類には顔写真が表示されない
- ・ 精神障害者保健福祉手帳…やむを得ない場合は顔写真が表示されない
- ・ 外国人登録証明書（平成24年改正命令）…一部の書類には顔写真が表示されない



### 【犯収規則、平成24年改正命令】

- ・ 「顔写真のない本人確認書類」に位置付けるため、犯収規則（第7条）等を改正

令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例の施行から相当の期間が経過



### 【犯収規則】

- ・ 令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例（犯収規則附則第6条）を廃止

# 携帯電話事業者による健康保険証等の本人確認利用の終了

▼2023年5～6月に、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが、新規契約締結や各種手続き時などにおける本人確認書類として、健康保険証などの取り扱いを未成年者を除き終了。

終了後は本人確認書類として、各社若干の違いはあるが、マイナンバーカード(個人番号カード)や運転免許証等(運転免許証、障がい者の手帳、パスポート、在留カードなど)を求める

▼共通番号いらぬネットは、8月17日携帯電話3社に質問・要望書

- 1) マイナンバーカード等を利用しない場合の契約等の手続きを保障すること
- 2) マイナンバーカード等を所持・利用しない場合の契約方法について、サイトやパンフレット等に掲載するとともに、販売店に周知すること

<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=352>

▼各社の回答要旨 <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=353>

▽NTTドコモ＝サイト記載以外の本人確認書類でお申し込みいただく場合にはお問い合わせを

▽KDDI(au)＝記載の本人確認書類の提出がない場合、ご契約の手続きをお受けすることができません

▽ソフトバンク＝マイナンバーカードや運転免許証以外にも、パスポート等による本人確認を受け付けている

▼総務省の説明(2023年9月28日ヒアリング)

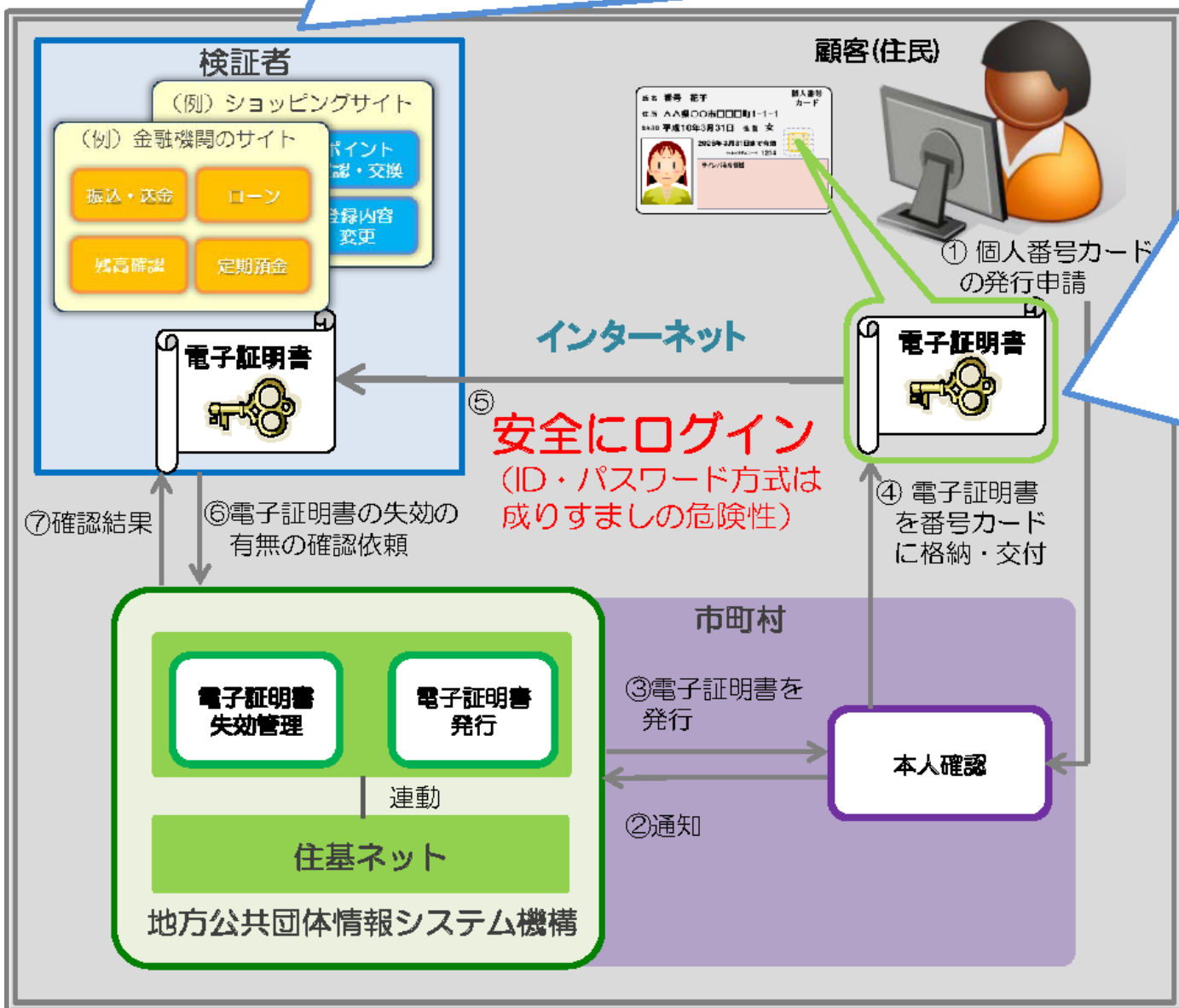
制度上、携帯電話不正利用防止法という特殊詐欺対策の法律があり、契約時の本人確認義務があり、確認書類として使用可能なものは施行規則に記載されている。この中に健康保険証は現在も定められており、省令上は現在も本人確認書類として認められているが、省令では「使用することが可能な本人確認書類」を定めており、この全部を使わなくてはならないということにはなっていない。

各事業者でリスクを判断して、どの本人確認書類を使うか判断すると理解している。質問の気持ちはよくわかるので、今の意見は意見として承って検討したい。

<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=359>

### 【改正点①】

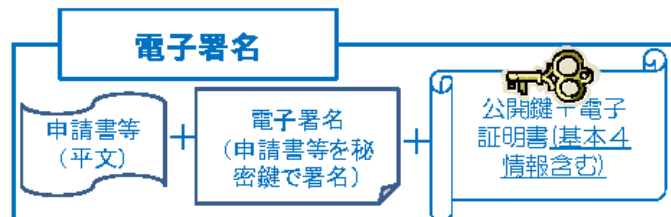
行政機関等に限定されていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大（平成28年1月～）  
（＝検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大）



### 【改正点②】

電子証明書は2種類。

#### ◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】

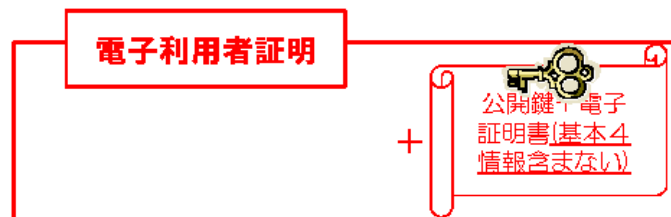


#### 電子署名

：インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

#### ◎利用者証明用電子証明書<新規>

【電子版の顧客カード】



#### 電子利用者証明

：インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

「公的個人認証サービスの民間拡大について」  
総務省  
2014/3/27

# マイナンバーカード誤交付 総務省報道資料

## マイナポイントの誤紐付け事案について

- マイナポイントが本人Aではなく別人Bの決済サービスに紐づいてしまう事案は以下のとおり。

類 型	件 数
・ログアウト漏れ (うち民間スポット)	154件 (3件)
・決済サービスID誤入力 (自治体支援窓口における誤入力)	42件
・職員が貸与した端末で発生したもの	3件
・マイナンバーカード交付誤り	3件
合 計	202件 (150自治体)

# 2024年デジタル社会形成基本法改正で、券面から性別を削除し電磁的方法で確認

- ▼個人番号カードの記載事項から性別を削除(第二条第七項)
- ▼個人番号利用事務等実施者は、…**性別に係る情報を利用して****いる事務等**の処理に関し個人番号の提供を受ける場合…、併せて、個人番号カードに記録された性別に係る情報を**電磁的方法により確認**する措置をとらなければならない。  
(第十六条本人確認の措置)

※「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ(2024/3/18)」  
「ICチップに記録した性別の情報を必要な者が負担なく読み出すことができるよう、スマホ等により**個人情報保護に配慮しつつ**、使いやすいUIで読み取ることができる**アプリを国が開発し、無償で配布する**」

## ▼マイナンバーカード対面確認アプリ利用規約

本利用規約は、デジタル庁が提供する事業者向けマイナンバーカード券面確認アプリの利用にあたり、必要となる条件を定めるものです。…なお、本アプリは個人による利用を想定しておりません。

### 第2条(本アプリの利用条件)

利用者は、利用者の保有するスマートフォンに本アプリをダウンロードした上で、マイナンバーカードのICチップにアクセスし、ICチップ内に書き込まれた基本4情報(住所、氏名、生年月日及び性別をいいます。)及び顔画像を読み取ることにより、マイナンバーカードの真贋判定を行うためのみ利用することができます

<https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/terms/>



# (1)カードの券面記載事項 ②性別(2/2)

## 2. 課題・論点

- 現行の健康保険証においては、性別の裏面記載ができることとなっている。
- この際、以下の3案の対応が考えられるが、対面目視で性別の確認をする必要がある機会がどの程度あるかなど、改めてよく検討すべきか。
  - 券面への記載を止め、ICチップに記録するのみとする案1、
  - 券面の裏面に記載し、ICチップにも記録する案2（現行よりは目立たない）
  - 券面の表面に記載し、ICチップにも記録する案3（現行どおり）

	案1	案2	案3
券面記載事項	券面に性別を一切記載しない	券面の裏面に性別を記載する (裏面記載)	券面に性別を記載する（現行から変更なし）
ICチップ	券面のデータ・4情報 + マイナンバーのテキストデータを格納（現行から変更なし）		
懸念点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 性別については、ICチップ内のデータによる確認が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 性別の券面での確認が必要となる際、マイナンバーもあわせて提示することとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康保険証と同様の配慮が必要との要望がある。</li> </ul>

## [2] 厚生労働省への質問事項について

### ▼健康保険法施行規則等改正のパブコメ

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の各施行規則の、**被保険者証に係る規定を削除**するとともに、資格確認書の申請方法及び記載事項を定め、被保険者の資格に係る情報の通知に係る規定を新設する等。

▽意見募集期間 令和6年5月24日(金)～6月22日(土)

▽省令改正の公布日は令和6年7月上中旬(予定)、施行期日は令和6年12月2日

▽結果公表 8月30日 意見53028件

### ▼2023年9月28日、共通番号いらないネットの厚労省ヒアリング (質問)

番号法関連法で6月2日成立した健康保険法改正では、資格確認書の新設は規定されているが、健康保険証の交付義務は省令事項のため法律上は規定されていない。

法改正で健康保険証の廃止が決定したとの説明がされているが、その法的根拠を明らかにされたい。

### (回答要旨)

国民健康保険法や高齢者の医療の確保に関する法律には、被保険者証の交付自体が定められており、2023年6月2日成立の番号法関連の法改正の中で、その規定を法律から削除している。

健康保険法では、被保険者証の交付を法律ではなく省令(施行規則)で規定しているため、健康保険法に基づく健康保険証に限れば、まだ法律上の措置はなされていない。

仮に省令改正をしなかった場合には、国保や高齢者は施行日を定めて廃止されるが、健康保険法だけ交付が残りつづけることになる。

## 周知広報の取組

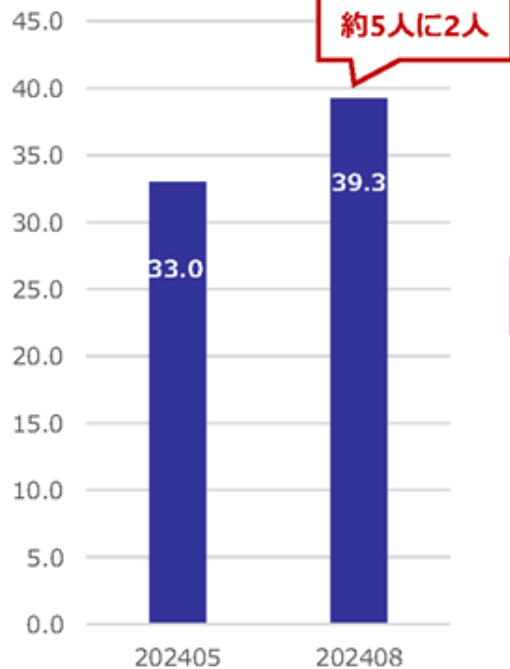
- 厚生労働省において、本年5月と8月に、18歳以上のマイナンバーカード保有者に対してアンケート調査を実施。**これまでマイナンバーカードを健康保険証として利用したことがある人は、この間で約6.3%上昇(33.0%⇒39.3%)**。また、7月に医療機関・薬局を訪れたマイナ保険証登録者のうち、約4割は少なくとも1回マイナ保険証を利用していると回答。
- マイナンバーカードの健康保険証利用に関する**各種メリットの認知度は総じて向上**。特に、「**高額療養費における限度額認定証が不要となること**」「**救急現場においてメリットがあること**」については、他メリットよりも認知度の向上率が高い。
- 一方、**紛失リスクや個人情報の観点、情報漏洩の観点から不安を感じる方々が一定割合存在**することを考えれば、12月2日の現行の健康保険証の新規発行終了に向けて、周知広報の手法にも変更を加えていく必要がある。

社会保障審議会  
医療保険部会  
2024/8/30資料1

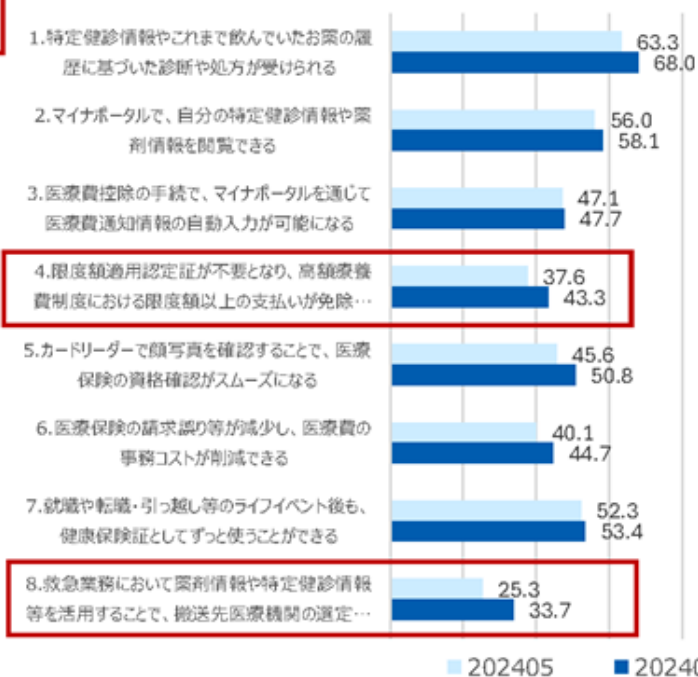
○厚生労働省が、令和6年5月、8月に18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象としたWEBアンケート調査を実施。

- ✓ 調査機関：  
(第1回) 2024年5月13日～2024年5月14日  
(第2回) 2024年8月7日～2024年8月9日
- ✓ 調査手法：オンラインアンケート調査(サンプル数 2,000)
- ✓ 調査対象：18歳以上の男女、マイナンバーカード保有者、業種排除(官公庁の就業者または医療従事者を除く)、直近3ヶ月以内に医療機関を受診した者

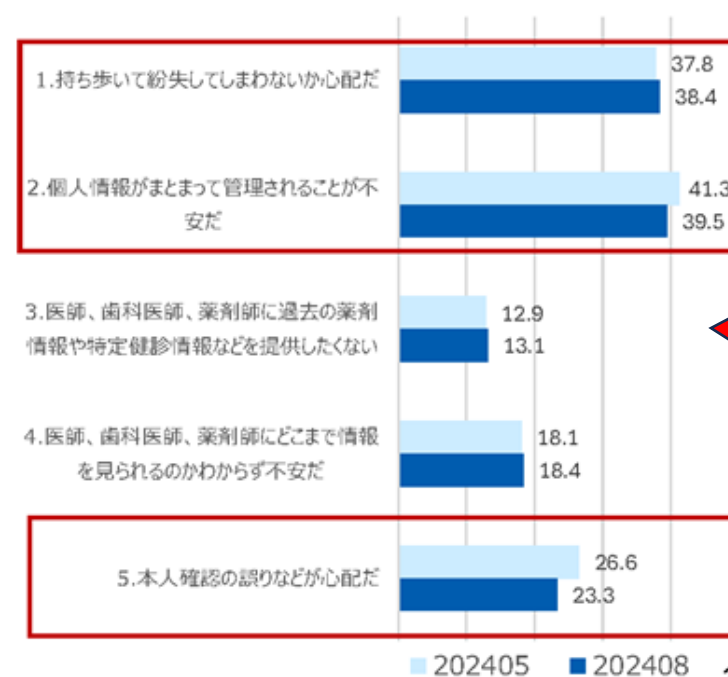
### <利用経験者の割合>



### <各種メリットの認知度>



### <不安・懸念を感じている方の割合>



個人情報の扱いへの不安



## 資格確認書の切れ目のない交付について

健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとしている。今後、必要なシステム改修等を実施し、以下のA～Cの方々などについて、申請によらず資格確認書を交付する。

### A マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方

- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）は、オンライン資格確認等システムから対象者情報を月次で保険者へ連携【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

### B マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

- 利用登録の解除申請は保険者が受け付けることとする。【令和6年10月頃～】
- 申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーを通じて対象者情報をオンライン資格確認等システムへ連携。
- 申請から一定期間経過後（中間サーバーにおける申請受付の翌月末を想定）にオンライン資格確認等システムにおいて利用登録を解除。

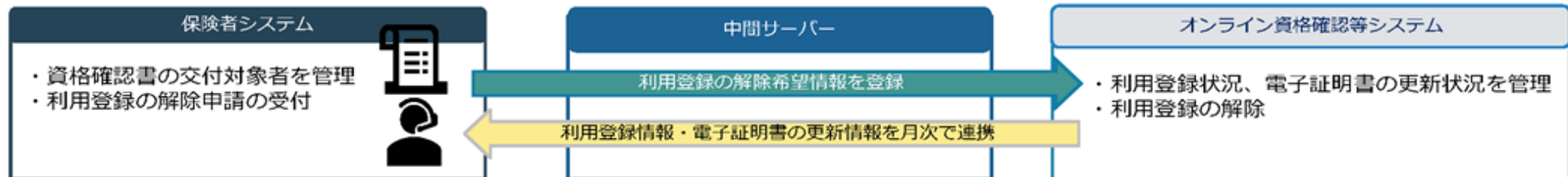
### C 電子証明書の更新を失念した方・マイナンバーカードを返納した方

- オンライン資格確認等システムから対象者情報を月次（返納者情報は日次）で保険者へ連携【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付
  - ※ 電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から3ヶ月間は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を可能とする予定。
  - ※ カードの返納者に対しては、返納手続の際に資格確認書の申請を併せて案内。

利用  
登録  
解除

マイナ  
カード  
返納

社会保障審議会  
医療保険部会  
2024/3/14資料1



(注) 施行後最大1年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定。

## 資料 7

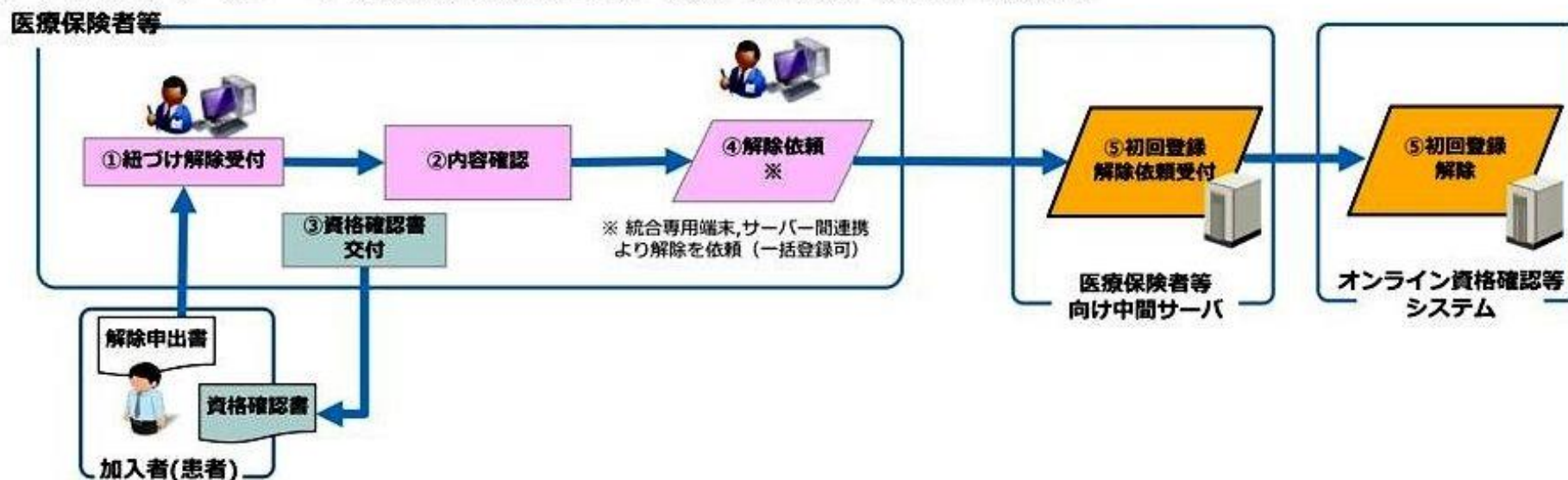
### マイナ保険 証利用登録 解除の流れ (社会保険 支払基金)

保団連医療  
ニュース

[https://hoda-nren.doc-net.or.jp/info/news/240228\\_maina\\_cancel/](https://hoda-nren.doc-net.or.jp/info/news/240228_maina_cancel/)

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録について、加入者による任意の解除を可能とする。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を希望する加入者は、加入する医療保険者等に解除申請を行う。申請内容を受けて医療保険者等は資格確認書を交付するとともに、中間サーバーにマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除依頼を行う。

### ■ マイナンバーカード保険証利用登録（初回登録）解除の流れ



#### 【大まかな事務の流れ】

- ① 加入者からの利用登録の紐付け解除申請（任意様式）を受付
  - ② 申請内容を確認
  - ③ ②と同時に、資格確認書を発行し交付
  - ④ 利用登録の解除を依頼
  - ⑤ 保険者からの解除依頼を受け、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の紐づけを解除
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、月次で各医療保険者等に通知（オンデマンドで日次の照会も可能）

# 保険者におけるデータ登録の迅速化と 受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化に向けた対応

## 会計検査 院の指摘 への対応

- 会計検査院「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」(令和6年5月15日)において、現状に即した医療保険給付関係情報のデータ登録が行われていない旨の指摘がなされているとともに、現在、医療機関等の現場において、マイナ保険証を利用した際や、健康保険証で受診しオンライン資格確認端末で資格確認を行った際に、新資格が登録されていないことで「資格無効」となっているとの意見がある。
- このような状況を踏まえ、マイナ保険証の一層の利用促進とマイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けて早期に状況が改善されるよう、保険者において以下について対策を行う。

### 1. 保険者におけるデータ登録の迅速化

保険者におけるデータ登録の迅速化のため、チェックリスト等を参考に事務フローの点検を行い、その結果に基づく改善計画を策定したうえで必要な取組を行うことを求める。

### 2. 受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行を進めるため、マイナ保険証により医療機関等を受診した際、データ登録が行われないうまま受診することがないように、保険者等から加入者に対し、

- ・ データ登録が完了しマイナ保険証が使えるようになるまでに要する期間の提示や、
- ・ データ登録が完了したことを資格情報のお知らせなどを利用して確実にお知らせするなどの対応を徹底するよう求める。

⇒ 早期に状況が改善されるよう、1.の改善計画の策定状況と2.の対応状況につき、フォローアップ調査を実施

# 会計検査院が指摘した医療保険資格登録の遅延

▼会計検査院「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」(2024/5/15)

[https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/6/pdf/060515\\_zenbun.pdf](https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/6/pdf/060515_zenbun.pdf)

「2手続(国民健康保険の被保険者の資格取得又は資格喪失に係る届出の確認に関する事務手続)については、いずれも「最新の情報が得られない」及び「添付書類を提出してもらった方が効率的」となっていた。

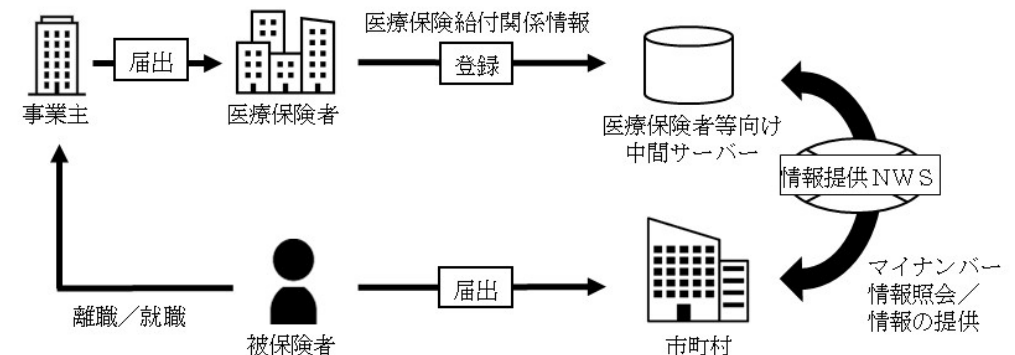
当該2手続については、多くの市町村がマイナンバー情報照会を実施しておらず、マイナンバー情報照会実施率が50%未滿となっていた市町村の9割以上において「最新の情報が得られない」が選択されており、未実施理由が共通していた。

そして、マイナンバー情報照会によって適時に最新情報を取得できない場合が生ずるとい、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題が見受けられた。」(58頁)

「(厚生労働省は平成29年10月に)被用者保険の医療保険者側での医療保険給付関係情報の登録作業等には一定期間を要することから、医療保険給付関係情報をマイナンバー情報照会により確認することが可能となるまでの標準的な日数を(注22)被用者保険の医療保険者ごとに示すとともに、医療保険者による登録作業が終了するまでの間においては、マイナンバー情報照会を実施しても最新の情報が得られない可能性があることを周知していた。」(60頁)

(注22) 法令に規定されている医療保険資格に係る届出を提出すべき日数等から算出したものであり、平成29年時点では被用者保険の資格を喪失した場合については、全国健康保険協会が資格喪失日から19日後、健康保険組合は同日から7日後、被用者保険の資格を取得した場合については、全国健康保険協会が資格取得日から29日後、健康保険組合は同日から8日後となっている。

なお、全国健康保険協会においては、事業主が日本年金機構に届出を提出することとしており、日本年金機構では事業主からの届出の内容を審査した上で、全国健康保険協会に情報を連携することとしている。そのため、健康保険組合と比較して、標準的な日数が長くなっている。



# 資格確認書の交付対象者

▼資格確認書の様式等について(令和5年12月22日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)

(資格確認書の交付対象者)

資格確認書は、原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付することとし、その申請については被保険者から保険者に申請書を提出する。

ただし、**当分の間**、マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。

**本人の申請によらない交付(職権交付)の対象者**として想定される者は以下のとおりである。

- ・ マイナンバーカードを取得していない者
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ(カード本体の有効期限切れを含む。)の者、マイナンバーカードの返納者(ただし、返納者は事前の申請も想定)
- ・ DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者
- ・ 申請により資格確認書が交付された要配慮者(マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者。以下同じ。)の資格確認書を更新する場合 等

また、**本人の申請による交付が想定される者**は、以下のとおりである。

- ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・ 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合 等

# 医療機関・薬局にマイナンバーカードを持参された方の 資格確認とレセプト請求（12月1日までの取扱い）

令和6年6月21日

第179回社会保障審議会  
医療保険部会

資料1

マイナ  
保険証で  
保険資格が  
不明なら、  
健康保険証  
等で確認

マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

問題なし

マイナ保険証

※追加で保険証の提示は不要

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可

※追加で保険証の提示は不要

医療保険の資格情報	
保険者名	●●組合
負担割合	3割
氏名	山田花子

+

健康保険証

左のいずれも確認できない場合

過去の受診で必要情報を把握していれば、患者への口頭確認

過去の受診からも確認できない場合

被保険者資格申立書

被保険者資格申立書

署名 山田太郎

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

（事後確認）

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、  
レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

- 以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください
- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
  - ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する  
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
  - ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する  
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

社会保障審議会  
医療保険部会  
2024/7/3資料2